

介護保険課からの連絡事項（令和元年 7 月居宅介護支援事業部会）

介護保険負担割合証について

介護保険の認定をお持ちの約 1 万 1 千人の皆様へ、1 割～3 割の自己負担割合を記載した介護保険負担割合証（きいろ）を 7 月 1 6 日（火）に発送いたします。（前回、7 月 1 9 日（金）発送と連絡しましたが、変更いたしました。）

※郵便局からの返戻などもあるので、7 月 2 9 日を過ぎても届かないようであれば、介護保険課へお問合せください。

■送付先変更届（負担割合証は受給管理）

送付先変更が必要な場合、1 2 日（金）までに送付先変更届の提出をお願いします。

■新規申請者への発行方法

7 月 1 6 日（火）から 7 月 3 1 日（水）までは、新規申請の方は、申請時に窓口にて平成 3 0 年度（みずいろ）と令和元年度（きいろ）の両方の負担割合証を交付します。交流センター受付分は後日郵送となります。

■負担割合の問い合わせ

電話での回答はいたしません。窓口にて、担当ケアマネの確認が取れた場合に限り口頭で回答します。

■福祉用具購入・住宅改修費の負担割合判定基準…領収日が基準

ご不明な点がございましたら介護保険課の内田までお問い合わせください。